

広島県告示第四百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和三年四月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和三年四月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大竹湯来線	廿日市市大野字横撫二二六四一番一地从先から廿日市市大野字横撫二二六四一番三三三三先まで	令和三年四月八日